

令和4年第1回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和4年1月7日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和4年1月7日(金) 午後2時51分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘	茅原 弘和	武田 英雄	守安 淳市	山田 隆正
池上 次男	竹内 功次	長代 悦和	東 茂	大月 泉
黒瀬 昭夫	高上 忠義	黒江 冊旨	友野 伸樹	藤井 久美

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

11番委員 12番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第 1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第 2号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和4年第1回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が15名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、11番委員、12番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号48番】

(農地担当) 48番、西阿曾の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員) この案件は、渡人は高齢で後継者がいないとのこと。受人は渡人から耕作の委託を長く受けておられて、今回の3条の件については問題ないと考えております。よろしくお願いたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。48番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、48番は許可されました。

【受付番号50番】

(農地担当) 続きまして50番、長良の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、受人は、渡人の近所の方でして、農業経験者で農機具も所有されておりますので、問題ないと思います。よろしくお願いたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。50番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、50番は許可されました。

【受付番号51番】

- (農地担当) 続きまして51番、久米の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (3番委員) 当該農地は、受人は48番の案件の受人の息子です。父親と一緒に農業を長くしている方なので問題ないと思います。詳細は山田委員からお願いします。
- (農地担当) 山田委員の説明をお願いいたします。
- (山田委員) この農地は、受人の近所にある農地です。以前から渡人が譲りたいという話がありましたが、この度、話が進みまして今回の件に至りました。地元としては問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。51番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、51番は許可されました。

【受付番号52番】

- (農地担当) 52番、下倉の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (2番委員) 受人は、住んでいるのは真壁ですが実家がこの農地の近くにあって以前から耕作しておられました。今でも管理をしっかりとされていますので問題ないと思います。詳細は高上委員からお願いします。
- (農地担当) 高上委員の説明をお願いいたします。
- (高上委員) 地元としては問題ないと思います。よろしく審議の程お願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。52番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、52番は許可されました。

【受付番号53番】

- (農地担当) 53番、長良の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) 渡人と受人は親戚関係です。今まで口約束で貸し借りしていたものを元に戻したいとい

うことで今回の申請に至りました。地元としては問題ないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。53番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、53番は許可されました。

【受付番号54番】

(農地担当) それでは54番、長良の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) 53番の案件で、渡し人の畑が無くなるという事で、この件も口約束で貸し借りしていたものを元に戻すという事で申請をされました。地元としては、問題ないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、54番は許可されました。

【受付番号49番】

(農地担当) 49番、見延の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員) 受人と渡人は親戚関係です。この農地は畦畔がきつくて危ないという事で、受人が3年間だけ借りて耕作をすると言う案件です。農機具については受人が所有している農機具を使用するという事です。地元としては、問題ないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。49番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、49番は許可されました。以上で議案第1号の審議は終了いたしました。

【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号26番】

(農地担当) 26番、宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が道路、北が不作付地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) 申請の内容としては道路拡張ということで問題ないと考えております。詳細については、黒江委員から報告します。

(農地担当) それでは、黒江委員からの説明をお願いいたします。

(黒江委員) 用水、排水は、問題ありません。日照通風は問題ないです。土留め構造物を設置し、土砂流出はしないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、26番は許可されました。

【受付番号27番】

(農地担当) 27番、下倉の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が水路、西が原野、南が原野、北が原野です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

- (2番委員) ここは雑種地になっているところで、墓地ということで申請がありました。現在、山にある墓地を下におろすということです。詳細は、高上委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、高上委員からの説明をお願いいたします。
- (高上委員) 用水については、必要ありません。排水は、自然地下浸透します。日照通風は墓地なので問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。27番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、27番は許可されました。以上で議案第2号の審議は終了いたしました。

【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号115番】

- (農地担当) それでは115番、北溝手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) 周辺は住宅地になっているところです。営農条件への影響ですが、用水については、残地がないので不要です。排水は、既存の排水路へ接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を

設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地という事で、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。115番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、115番は許可されました。

【受付番号116番、117番】

(農地担当) 続きまして116番、門田の件につきまして117番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、116番は東が進入路、西が田への進入路、南が田、北が宅地、117番は、東が進入路、西が宅地、南が進入路、北が進入路というような状況でございますが、転用した場合の農地の影響はないと思われれます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この農地は、以前果樹園として使用していたので地が上がっています。ここ数年、周辺は宅地化されています。地元としては問題ないと考えておりますのでご審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地という事で、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、116番、117番は許可されました。

【受付番号118番】

- (農地担当) 続きまして118番, 上林の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが, 東が宅地, 西が不作付地, 南が宅地, 北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) この申請地については, 上林の住宅振興地です。守安委員から報告します。
- (農地担当) それでは, 守安委員からの説明をお願いいたします。
- (守安委員) 営農条件への影響ですが, 用水については, 西側にあります。排水は, 集水桝を設置し道路側溝へ接続します。生活雑排水については, 合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は, 境界部分にブロック擁壁を設置し, 土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。118番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 118番は許可されました。

【受付番号119番】

- (農地担当) 続きまして119番, 久代の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが, 東が不作付地, 西が不作付地, 南は管理されてましたが不作付地, 北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この申請地については, 周りの農地は作付けをしていないので問題ないと思います。用水については, 支障ありません。排水は, 集水桝を設置し既存の水路へ接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は, 境界部分にブロック擁壁を設置し, 土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) 竹内委員, 何か補足はありますか。
- (竹内委員) 1番委員のとおりです。問題ありません。

- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地というところで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。119番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、119番は許可されました。

【受付番号120番】

- (農地担当) 続きまして120番、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が宅地、南が道路、北は宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (8番委員) 申請地は、市街化区域に接しているところです。営農条件への影響ですが、用水については、支障ありません。排水は、集水桝を設置し道路側溝へ接続します。生活雑排水については、公共下水道を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。120番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、120番は許可されました。

【受付番号121番、122番】

- (農地担当) 続きまして121番、長良の件につきまして122番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(1 1 番委員) 周辺の状況ですが、1 2 1 番は東が宅地、西が不作付地、南が道路、北が道路、1 2 2 番は、東が不作付地、西が宅地、南が道路、北が不作付地というような状況でございますが、転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4 番委員) 営農条件への支障ですが、用水は不要です。排水は、既存の排水路へ接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思ひますのでよろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6 番委員) ここで露天駐車場で転用申請というのは、出来るのでしょうか。

(主査) 駐車場が足りないという事で必要最小限として露天駐車場として転用することは問題はありません。今回の案件は、自宅に庭がほとんどなく車が停めれないのでここを購入して自家用車の駐車場として利用するという事と、農機具も停めるという事で申請が出ております。

(農地担当) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1 2 1 番、1 2 2 番は許可されました。

【受付番号1 2 3 番】

(農地担当) 続きまして1 2 3 番、三須の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(1 1 番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思ひます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1 4 番委員) この案件については、守安委員から報告します。

(農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 用水については、西側にあり支障ありません。排水は、集水枳を設置し道路側溝へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判

断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。123番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、123番は許可されました。

【受付番号124番】

(農地担当) 続きまして124番、久米の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が道路、北は道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) この案件については、地元では問題ないと聞いています。詳細は山田委員にお願いします。息子さんが両親と住んでいますが、手狭になったという事で申請がありました。

(農地担当) それでは、山田委員から補足がありましたらお願いします。

(山田委員) 被害防除計画ですが、土砂の流出については、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。雨水排水は、既存道路側溝へ接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ないです。営農条件の支障については、隣接地は畑として使用するので用水排水の支障はないです。総合判断として問題ないと聞いておりますので、よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。124番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、124番は許可されました。

【受付番号125番】

(農地担当) 続きまして125番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) 申請地は上林内の住宅振興地です。詳細については、守安委員から報告します。

(農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 営農条件への支障ですが、用水については、東側と南側にあり支障ありません。排水は、集水枿を設置し道路側溝へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。125番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、125番は許可されました。

【受付番号126番】

(農地担当) それでは126番、窪木の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 貸出人と借受人の関係は親子です。営農条件への影響ですが、用水については、南西の角に水路があります。排水は、既存の排水路へ接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地という事で、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (6番委員) 申請地の西の田は狭いですが、今後農業をするにあたり支障はないですか。
- (主査) ここは奥の農地に入るための進入路として使う予定です。
- (6番委員) 分かりました。
- (農地担当) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。126番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、126番は許可されました。

【受付番号127番】

- (農地担当) それでは127番、西阿曾の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが、東が水路、西が田、南が宅地、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (3番委員) この案件ですが貸出人と借受人の関係は親子です。住居が手狭になったため、近所に住宅を建てるという案件です。周辺は住宅振興地になるところです。用水については、現状のまま問題ありません。排水は、既存の排水路へ接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地という事で、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。127番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、127番は許可されました。以上で議案第3号の審議は終了いたしました。

【報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第1号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第1号 報告書について朗読】

【報告第2号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第2号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第2号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 20ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が7件、4条関係が2件、5条関係が13件でございました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 日程第4その他に入ります。委員の方、何かございますか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後2時51分